

令和5年11月8日

財務省国際局調査課為替実査室 御中

一般社団法人 信託協会

「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」
(案) に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」(案)に関するご意見等

一般社団法人 信託協会

No	該当箇所	ご意見等
1	Ⅱ-4-(2)-①	<ul style="list-style-type: none">ガイドライン(案)Ⅱ-4-(2)-①に規定される「受取人に関する情報」の「住所・所在地」については、現行の外国為替検査ガイドライン2-7(1)①(i)に基づく対応で問題なく、「実質的支配者の情報等」同様に、特定国宛送金と疑わしき取引等の場合に必要な範囲内で調査するとの理解でよいか。

以上